

高知県立日高特別支援学校高知しんほんまち分校いじめ防止基本方針

高知県立日高特別支援学校
高知しんほんまち分校

はじめに

日高特別支援学校高知しんほんまち分校（以下、本校）は令和4年度に中学部・高等部のみを設置する県立の知的障害特別支援学校分校として開校した。

本校は、知的障害のある生徒一人一人の自立と社会参加を目指し、「社会で生きる力」と「働く力」、そしてそれらを土台で支え、生活を豊かにする「余暇活動の充実」を三つの柱として、専門的な教育を行うべく取り組んでいる。また、それらを通して誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合え、知的障害のある生徒が積極的に参加・貢献していくことができる共生社会の実現に貢献できる人材を育成する教育を行いたいと考えている。

これらの目的を達成するためには、全ての生徒が自他の人権を尊重し、いじめの加害者にも被害者にもなることなく安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組めることが不可欠である。また、本校では発達障害を併せ有す生徒が多く、自己理解や他者理解が十分ではなく、それゆえに生じる人間関係の維持・形成の困難さが、仲間同士のコミュニケーションに影響を与え、いじめに類した行動が見られることも多い。そうした事象の解消のためにも、ソーシャルスキルの獲得と社会性の育成は不可欠である。

そのためには、日ごろのソーシャルスキル獲得と、自己肯定感を高め他者理解を進める取組のほか、自他の違いを認め尊重する人権意識の育成を進めることで、いじめの早期発見、いじめ発生時の迅速で的確な対応、さらに、いじめを未然に防止するための組織的な対応を可能にし、いじめの問題を克服しなければならない。

また、学校だけではなく、保護者、地域住民等は互いに連携・協力し、いじめの解消や関係改善の過程のベクトルを同じくして見守り支える結びつきを深めなければならない。

以上のような課題に組織的に対応するため、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条の規定、「いじめの防止のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定（通知、平成29年3月16日）に基づき、この「高知県立日高特別支援学校高知しんほんまち分校いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）を定める。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校では、以下の観点に立って、いじめ防止等の対策を行うものとする。

- 1 いじめは全ての生徒に関係する問題であると捉え、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう取組を推進する。
- 2 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように取り組む。
- 3 いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて生徒に理解できるように指導する。
- 4 携帯電話や携帯端末、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等でのいじめにつながる行為についても注意を払い対応する。
- 5 生徒のいじめについての理解推進に際しては、生徒の発達段階や障害特性を考慮する。
- 6 いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者や地域住民、関係機関、その他の関係者との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの定義は上記のとおりとし、いじめと捉える際には、以下の観点に立つものとする。

- 1 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた生徒に立つ。
- 2 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- 3 当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- 4 いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、本校に設置するいじめの防止等の対策のための組織「いじめ問題に対応する校内危機管理委員会」を中核として組織的に行う。
- 5 けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 6 教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ問題に対応する校内危機管理委員会」等で情報共有する。

第3 いじめの構造の理解

- 1 いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる。
- 2 いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や学年等所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成する必要がある。

第4 いじめ防止等に向けた取組

- 1 いじめの防止について
 - (1) 生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動に取り組む。
 - (2) 人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を実施する。
 - (3) いじめを止めさせるための行動をとることの重要性について理解を図る取組を実施する。
 - (4) 生徒の特性を踏まえた適切な支援の実施と必要な指導を組織的に行う。
- 2 学校づくり・授業づくり
 - (1) 全ての生徒が安心、安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進める。
 - (2) 居場所づくりや絆づくりを大切にされた学校づくりを進める。
 - (3) 分かる授業づくりを進め、学ぶ楽しさや、生きる喜びを育てる授業を工夫する。
- 3 集団づくり・生徒理解
 - (1) 学習規律の徹底を図り、みんなが気持ちよく学べる学習集団となるよう指導する。
 - (2) 互いを認め合える人間関係を作りだしていく。

- (3) 自己の障害受容を進め、他者との違いを理解し、お互いの存在を認め合う姿勢を育む。
- (4) 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような集団を意識した教育活動を展開する。
- (5) 学級活動、ホームルーム活動の時間など、ホームルーム単位の指導を、生徒のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置付けたうえで、どの学年、どの学級においても指導がなされるようにする。

4 生徒指導

- (1) いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。
- (2) 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけをする。
- (3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか、生徒支援委員会での専門家のアドバイスをもとにした、事前の指導を行う。

5 教職員の資質能力の向上

- (1) いじめ防止に関する年間指導計画を策定し、取組を推進する。
- (2) 教職員の言動が、生徒に大きな影響を及ぼすことを常に意識して指導にあたる。
- (3) 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- (4) 教職員は「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を生徒に対して示さない。
- (5) 生徒とのふれあいを大切にし、信頼関係の構築に努める。
- (6) 生徒の様子を積極的に家庭に情報発信し、保護者との連携を一層深める。
- (7) 外部講師を招へいた校内研修の実施を促進し、いじめに対する教職員の認知力・対応力の向上に努める。
- (8) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を促進し、組織的な対応力を高める。

6 PTA、地域との連携

保護者、地域の人権啓発推進委員会との交流を深め、学校と地域の連携・協働の取組を進める。

第5 いじめの早期発見、早期対応等

1 いじめの早期発見

- (1) 教職員は、生徒のささいな変化に気付く力を高めるとともに、保護者が記入する連絡帳の様子、保健室での言動等についても気を配り、いじめの早期発見に努める。
- (2) 気になる変化が見られたときは、その状況（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように、どうした）を可能な限り詳しく記録し、必要な場合には事実関係や経過を正確に振り返ることができるようにしておくこと。
- (3) 学校及び担任等は、保護者や地域等とも連携をし、気軽に相談をしたり、普段の様子について情報が集まりやすくしたりするなどの手立てを講じること。
- (4) 教職員は、生徒がいじめに関する相談に訪れた際は、やっとの思いで相談に訪れたことをしっかりと受け止め、丁寧な対応をすること。
- (5) 学校における、定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検する。
- (6) 日ごろから、気になる生徒については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家よりアドバイスを受け、生徒支援委員会でも協議を行い、問題が表面化する前に対応する。

2 いじめへの早期対応

- (1) 教職員は、いじめが疑われる事案が発生した場合は個人で対応せず、迅速に学部主事や管理職に相談し、組織的に対応すること。
- (2) 被害生徒については守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を主眼として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

第6 「いじめ問題に対応する校内危機管理委員会」

- 1 本校が組織的にいじめの問題に取り組むため、「いじめ問題に対応する校内危機管理委員会」を校内に置く。
- 2 「いじめ問題に対応する校内危機管理委員会」の構成員は次のとおりとする。
 - (1) 校内危機管理委員会の中核である校長、副校長、教頭、主幹教諭、中学部・高等部主事、各分掌部長
 - (2) いじめ問題に対応する構成員としての生徒指導主事、人権教育主任
 - (3) 事案に応じて校長が必要と認める教職員及び保護者などの学校関係者
 - (4) 事案に応じて校長が必要と認める心理、福祉、警察等の校外の専門家等
- 3 「いじめ問題に対応する校内危機管理委員会」の役割
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施と年間指導計画の作成・実行、検証、修正
 - (2) いじめの防止等の対策の取組に関するチェックリスト（教職員用、生徒用、保護者用等）の作成、検証、修正
 - (3) いじめに関する校内研修の企画、検討
 - (4) いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - (5) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、校内での共有
 - (6) いじめの疑いに係る情報があった場合の「いじめ問題に対応する校内危機管理委員会」の招集及び以下の対応
 - ア いじめの情報の迅速な共有
 - イ いじめとして対応すべき事案か否かの判断
 - ウ 重大事態（※第7項を参照）に該当する事案か否かの判断
 - エ 関係のある生徒への事実関係の聴取と事実関係の把握
 - オ 指導や支援の体制、対応方針の決定
 - カ 保護者との連携体制の決定
 - (7) いじめがあると判断され、組織的に対応すべきであると判断された場合の以下の対応
 - ア 被害を受けた生徒を守り通すこと
 - イ 被害を受けた生徒のケアと加害生徒の指導
- 4 組織運営上の留意点
 - (1) 「いじめ問題に対応する校内危機管理委員会」を実際に機能させるに当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察署職員等の外部専門家との連携を適切に図ること
 - (2) PTAと連携し保護者の協力を得ながら、いじめの未然防止や問題の解決、再発防止等に取り組むこと。

第7 重大事態と判断した場合の対応

- 1 重大事態とは次のような状況をいう。
 - (1) 次のような、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。
 - ア 生徒が自殺を企図した場合

- イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) 相当の期間（年間30日を目安とし）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 2 重大事態が発生した場合に対応する組織
- (1) 重大事態が発生した場合に対応する組織は、第6に示す「いじめ問題に対応する校内危機管理委員会」を中心とし、更に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）等を加えた構成員により対応する。
- (2) この場合の組織の名称は「重大ないじめ問題に対応する校内危機管理委員会」とする。
- 3 重大事態が発生した場合の初動対応
- (1) 校長は直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。
- (2) 校長は直ちに重大事態が発生した事実を校内で周知するとともに、上記2に定める「重大ないじめ問題に対応する校内危機管理委員会」を組織する。
- 4 「重大ないじめ問題に対応する校内危機管理委員会」の役割
- (1) 事実関係を明確にするための調査の実施
- (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する、事実関係やアンケート結果等に関する適切な情報提供
- (3) 調査結果の報告
- 5 重大事態が発生した場合の配慮事項
- (1) 事案の内容により所轄警察署や地方法務局などの外部の専門機関と連携して解決に当たること。
- (2) いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。
- (3) 構成員に加える第三者については、当該調査の公平性、中立性を確保できるよう配慮すること。
- (4) 事実関係の調査に際しては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。

令和4年4月26日 策定